

# 兵庫県公報

令和2年8月28日 金曜日 第135号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 令和2年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7
○ 土地改良区の解散認可（同）	7
○ 土地改良区清算人の就任の届出（同）	7
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（管理課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	14
<b>警察本部告示</b>	
○ 兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示	15
<b>正 誤</b>	
○ 令和2年6月12日付け兵庫県公報第113号中	15

## 告 示

### 兵庫県告示第907号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和2年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験日時

令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで

#### 2 試験場所

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号  
兵庫県立工業技術センター研究本館2階セミナー室

#### 3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

#### 4 受験手続

##### (1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（[http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07\\_000000002.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html)）に掲載。  
又は、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、兵庫県県土整備部土木局砂防課、各県民局・県民センターの商工労政担当課及び土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの

(2) 受付期間

令和2年9月1日（火）から同月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和2年9月16日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班

(4) 手数料

8,100円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和2年10月30日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班  
電話（078）341-7711 内線3584  
（078）362-4159（直通）



兵庫県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

荒原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	長谷川 洋一	豊岡市長谷434番地

氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井上 立身	丹波市氷上町御油366番地



兵庫県告示第909号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

神戸市深谷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上 仲 良 一	神戸市北区八多町深谷34番地
同	高 森 泰 治	同 市同区八多町深谷121番地
同	小 西 治 夫	同 市同区八多町深谷46番地

同	坂上寿和	同	市同区八多町深谷1330番地の2
同	藤原道夫	同	市同区藤原台中町6丁目6番10号
同	松林芳宜	同	市同区八多町屏風1179番地の5
同	向井孝史	同	市同区八多町深谷243番地
監事	向井正幸	同	市同区八多町深谷220番地の1
同	藤原博司	同	市同区八多町深谷913番地

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

上仲良一

高森泰治

小西治夫

坂上寿和

藤原道夫

松林芳宜

向井孝史

向井正幸

藤原博司

西明芳和

住所

神戸市北区八多町深谷34番地

同 市同区八多町深谷121番地

同 市同区八多町深谷46番地

同 市同区八多町深谷1330番地の2

同 市同区藤原台中町6丁目6番10号

同 市同区八多町屏風1179番地の5

同 市同区八多町深谷243番地

同 市同区八多町深谷220番地の1

同 市同区八多町深谷913番地

同 市同区八多町深谷582番地

神戸市八多土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

松原知紀

西谷浩

榎博司

北垣武

安場啓二

中尾勇雄

高室芳昭

向井義一

下澤克巳

奥町英世

北本幸之

前田康弘

小西治夫

野平敏昭

西野耕一

上畑政昭

住所

神戸市北区八多町中347番地

同 市同区八多町上小名田1156番地

同 市同区八多町上小名田153番地

同 市同区八多町吉尾169番地

同 市同区八多町吉尾77番地

同 市同区八多町附物490番地の11

同 市同区八多町附物819番地の2

同 市同区八多町屏風66番地の1

同 市同区八多町屏風171番地

同 市同区八多町屏風1331番地

同 市同区八多町西畑505番地

同 市同区八多町西畑108番地の1

同 市同区八多町深谷46番地

同 市同区八多町深谷509番地

同 市同区八多町吉尾233番地

同 市同区八多町屏風424番地の1

就任役員

役員の区分

理事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏名

松原知紀

榎博司

畑一彦

北垣武

安場啓二

下浦正士

平谷昌夫

向井義一

下澤雅雄

奥町英世

北本幸之

住所

神戸市北区八多町中347番地

同 市同区八多町上小名田153番地

同 市同区八多町上小名田313番地

同 市同区八多町吉尾169番地

同 市同区八多町吉尾77番地

同 市同区八多町附物803番地の2の1

同 市同区八多町附物205番地

同 市同区八多町屏風66番地の1

同 市同区八多町屏風32番地

同 市同区八多町屏風1331番地

同 市同区八多町西畑505番地

同	中西規夫	同	市同区八多町西畑50番地の1
同	小西治夫	同	市同区八多町深谷46番地
同	野平敏昭	同	市同区八多町深谷509番地
監事	西野耕一	同	市同区八多町吉尾233番地
同	上仲良一	同	市同区八多町深谷34番地

**神戸市神影土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	赤松幸和	神戸市北区淡河町神影211番地
同	飯尾秀樹	同 市同区淡河町神影229番地
同	富永幾夫	同 市同区淡河町神影174番地
同	石野吉信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩野弘明	同 市同区淡河町神影703番地の1
監事	漆原明美	同 市同区淡河町神影915番地
同	岩野憲夫	同 市同区淡河町神影906番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	赤松幸和	神戸市北区淡河町神影211番地
同	飯尾秀樹	同 市同区淡河町神影229番地
同	石野吉信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岡崎進	同 市同区淡河町神影194番地の2
同	富永幾夫	同 市同区淡河町神影174番地
監事	漆原明美	同 市同区淡河町神影915番地
同	細瀬健一	同 市同区淡河町神影261番地

**神戸市松本土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	二星博哉	神戸市西区櫛谷町松本594番地の2
同	二星芳毅	同 市同区櫛谷町松本326番地
同	二星嘉	同 市同区櫛谷町松本318番地の1
同	二星隆己	同 市同区櫛谷町松本362番地
同	石井経裕	同 市同区櫛谷町松本266番地
同	井上直樹	同 市同区櫛谷町松本666番地の1
同	井上徳男	同 市同区櫛谷町松本660番地の2
同	加藤近春	同 市同区櫛谷町松本800番地
監事	二星敬	同 市同区櫛谷町松本320番地の2
同	川原上章浩	同 市同区櫛谷町松本775番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	二星博哉	神戸市西区櫛谷町松本594番地の2
同	二星芳毅	同 市同区櫛谷町松本326番地
同	二星嘉	同 市同区櫛谷町松本318番地の1
同	二星隆己	同 市同区櫛谷町松本362番地
同	石井経裕	同 市同区櫛谷町松本266番地
同	井上直樹	同 市同区櫛谷町松本666番地の1
同	井上基嗣	同 市同区櫛谷町松本590番地
同	加藤近春	同 市同区櫛谷町松本800番地
監事	二星敬	同 市同区櫛谷町松本320番地の2
同	川原上章浩	同 市同区櫛谷町松本775番地

**金会土地改良区**

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	品 脇 徹	三木市吉川町金会500番地の1
同	品 脇 道 尋	同 市吉川町金会414番地
同	岩 崎 稔 郎	同 市吉川町金会192番地
同	谷 畑 公 昭	同 市吉川町金会404番地の1
同	山 本 州	同 市吉川町金会252番地の1
同	片 山 忠 明	同 市吉川町金会382番地
監事	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の2
同	井 藤 義 治	同 市吉川町金会565番地

## 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	品 脇 道 尋	三木市吉川町金会414番地
同	岩 崎 稔 郎	同 市吉川町金会192番地
同	谷 畑 公 昭	同 市吉川町金会404番地の1
同	山 本 州	同 市吉川町金会252番地の1
同	片 山 忠 明	同 市吉川町金会382番地
同	上 田 博 明	同 市吉川町金会928番地
監事	品 脇 徹	同 市吉川町金会500番地の1
同	岩 崎 正 勝	同 市吉川町金会99番地の4

## 東田土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	簾 畑 清 弘	三木市吉川町東田943番地
同	谷 井 正 之	同 市吉川町東田834番地
同	岡 片 仁 稔	同 市吉川町東田1070番地
同	谷 井 滋	同 市吉川町東田459番地の3
同	片 岡 満	同 市吉川町東田477番地
同	明 柴 益 郎	同 市吉川町東田1088番地
監事	前 瀧 史 郎	同 市吉川町東田347番地
同	片 岡 忠 重	同 市吉川町東田475番地の1
同	福 井 洋 二	同 市吉川町東田224番地

## 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	簾 畑 清 弘	三木市吉川町東田943番地
同	谷 井 正 之	同 市吉川町東田834番地
同	岡 片 仁 稔	同 市吉川町東田1070番地
同	片 岡 満	同 市吉川町東田477番地
同	福 井 洋 二	同 市吉川町東田224番地
監事	片 岡 忠 重	同 市吉川町東田475番地の1
同	梶 谷 清	同 市吉川町東田333番地の1

## 上滝土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大 前 勝 次	丹波市山南町上滝632番地
同	山 崎 義 孝	同 市山南町上滝843番地
同	若 林 一 良	同 市山南町上滝969番地
同	吉 竹 勉	同 市山南町上滝1218番地
同	大 野 和 美	同 市山南町上滝847番地
同	村 上 正	同 市山南町上滝1085番地

同	岡 田 孝 司	同	市山南町上滝248番地 2
同	永 井 正	同	市山南町上滝200番地
同	豊 田 孝 夫	同	市山南町上滝1125番地 1
同	永 井 幸 一	同	市山南町阿草960番地
同	森 田 宇一郎	同	市山南町下滝438番地
同	松 原 正 和	同	市山南町下滝247番地 5
同	永 井 良 和	同	市山南町下滝92番地 2
同	野見山 眞 澄	同	市山南町下滝172番地 2
同	永 井 利 典	同	市山南町下滝27番地
監 事	桐 林 正 明	同	市山南町阿草17番地
同	若 林 元 信	同	市山南町上滝296番地 1
同	松 原 丈 久	同	市山南町下滝420番地 8

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

大 前 勝 次

村 上 正

大 野 和 美

山 崎 義 孝

若 林 一 良

豊 田 孝 夫

永 井 正

大 野 清 和

大 前 純 一

永 井 幸 一

野見山 眞 澄

永 井 良 和

松 原 正 和

永 井 利 典

形 田 雅 彦

吉 竹 勉

森 田 宇一郎

森 田 和 志

住 所

丹波市山南町上滝632番地

同 市山南町上滝1085番地

同 市山南町上滝847番地

同 市山南町上滝843番地

同 市山南町上滝969番地

同 市山南町上滝1125番地 1

同 市山南町上滝200番地

同 市山南町上滝829番地

同 市山南町上滝652番地

同 市山南町阿草960番地

同 市山南町下滝172番地 2

同 市山南町下滝92番地 2

同 市山南町下滝247番地 5

同 市山南町下滝27番地

同 市山南町下滝430番地

同 市山南町上滝1218番地

同 市山南町下滝438番地

同 市山南町下滝138番地 2

小多利土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

中 井 貞 治

吉 見 利 久

由 良 保 紀

赤 井 勝

勝 野 佳 近

畑 中 一 雄

高 見 芳 明

中 井 照 夫

矢 野 友 洋

住 所

丹波市春日町小多利439番地

同 市春日町小多利321番地

同 市春日町小多利190番地

同 市春日町小多利505番地 3

同 市春日町池尾25番地

同 市春日町池尾45番地

同 市春日町多利449番地

同 市春日町小多利175番地

同 市春日町多利795番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

氏 名

中 井 貞 治

吉 見 利 久

由 良 保 紀

赤 井 勝

住 所

丹波市春日町小多利439番地

同 市春日町小多利321番地

同 市春日町小多利190番地

同 市春日町小多利505番地 3

同	勝野佳近	同	市春日町池尾25番地
同	畑中一雄	同	市春日町池尾45番地
同	高見芳明	同	市春日町多利449番地
監事	中井照夫	同	市春日町小多利175番地
同	矢野友洋	同	市春日町多利795番地



**兵庫県告示第910号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
北野土地改良区	令和2年7月14日
上八木土地改良区	同 月21日
神戸市前開土地改良区	令和2年8月3日
真南条土地改良区	同 月7日



**兵庫県告示第911号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
毘沙門土地改良区	令和2年8月4日



**兵庫県告示第912号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

**毘沙門土地改良区**

氏名	住所
箕畑秀樹	三木市吉川町毘沙門939番地の1
藤田芳昭	同 市吉川町毘沙門131番地
藤田忠司	同 市吉川町毘沙門275番地の2
門垣清士	同 市吉川町毘沙門952番地
岩崎圭治	同 市吉川町毘沙門693番地の1



**兵庫県告示第913号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
慶野土地改良区	土地改良総合整備事業	慶野地区	南あわじ市松帆慶野	昭和62.10.20	平成6.3.31	



**兵庫県告示第914号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
赤穂化成株式会社  
赤穂市坂越329番地  
代表取締役社長 池上良成
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
赤穂化成株式会社  
赤穂市坂越329番地
- (3) 特定施設に関する事項



種	類	27号口 遠心分離機		27号ル 湿式集じん施設 (No. 1)	
能	力	100kg/時		20m <sup>3</sup> /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後2箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	6～8	6～9	7～8	7～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	20	10	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	3以下	3	10	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	20	5	10
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	0.03	0.06	0.3	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		1	2	1.5	2

備考 他工程水を減少させるため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

27号ル 湿式集じん施設 (No. 2)	
35m <sup>3</sup> /分	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通常	最大
6～8	6～8
—	—
2	10
5	10
5	20
0.2	0.4
0.5	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年8月28日から同年9月18日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



**兵庫県告示第915号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年8月28日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年8月28日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大江島太子線	姫路市網干区大江島字家中100番17から 同市網干区大江島字家中100番9まで	旧	16.0から 28.0まで	16.0	
		新	16.0から 21.0まで	16.0	



**兵庫県告示第916号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年8月28日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年8月28日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 明石神戸宝塚線	宝塚市武庫川町4番1から 同市武庫川町17番2まで	旧	14.0から 26.0まで	72.0	
		新	19.0から 30.0まで	72.0	

公 告

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年8月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
国際観光芸術専門職大学(仮称) 大教室ほか物品の購入及び設置 一式
- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年3月26日（金）

(4) 納入場所

国際観光芸術専門職大学（仮称）キャンパス（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出入局管理課 担当 吉岡

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年8月28日（金）から同年9月11日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年10月9日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年10月8日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年8月28日（金）から同年9月11日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月11日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年10月2日（金）午後5時から同月9日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

#### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

##### ア 受付期間

令和2年8月29日（土）から同年9月25日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年8月29日（土）から同年9月11日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年9月11日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

##### イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

##### ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(8) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

##### エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

##### オ 確認の結果

令和2年10月2日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

#### 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年10月7日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年10月23日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of purchase and installation of goods at International Professional College of Tourism and Arts (tentative name) classroom and others

(3) Delivery period: March 26, 2021

(4) Delivery location:

International Professional College of Tourism and Arts (tentative name) Campus (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 September 11, 2020

(6) Deadline for tender:

14:00 October 9, 2020, 2020 by direct delivery and electronic bidding system

17:00 October 8, 2020, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshioka, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年8月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波篠山市西阪本字笠原ノ坪513番1、514番1、515番1

同 市西阪本字池尻ノ坪503番1

同 市西阪本字山本ノ坪507番1

同 市口阪本字岡ノ浦ノ坪420番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

丹波篠山市西阪本461番地

共栄樹脂株式会社 代表取締役 田伏儀浩

3 許可年月日及び許可番号

令和2年8月11日

兵庫県指令丹波(丹土)(建)第1-2-2号(1丹波篠山)

警察本部告示

**兵庫県警察本部告示第284号**

兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年8月28日

兵庫県警察本部長 吉岡 健一郎

**兵庫県警察文書管理規程の一部を改正する告示**

兵庫県警察文書管理規程（平成13年兵庫県警察本部告示第520号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「方面本部」の右に「、同規則第46条の3に規定するサイバーセキュリティ・捜査高度化センター」を加える。

**附 則**

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

**正 誤**

○令和2年6月12日付け（兵庫県公報第113号）

兵庫県教育委員会規則第11号（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から3	第10号	第11号
15	下から5	第10号	第11号